

「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」一部改正新旧対照表（案）

平成21年度	平成22年度
<p style="text-align: right;">雇児発第1128003号 平成20年11月28日</p> <p style="text-align: right;">第一次改正 雇児発第0515007号 平成21年5月15日</p> <p style="text-align: right;">第二次改正 雇児発第0818第2号 平成21年8月18日</p> <p style="text-align: center;">市町村長 各 殿 特別区区長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付額の算定に際しては、以下に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価し、各事業及び取組内容に応じた基準点数を【別表】評価に対する基準点数表（以下「基準点数表」という。）のとおりに定めたのでその旨通知する。 なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第1128003号 平成20年11月28日</p> <p style="text-align: right;">第一次改正 雇児発第0515007号 平成21年5月15日</p> <p style="text-align: right;">第二次改正 雇児発第0818第2号 平成21年8月18日</p> <p style="text-align: right;"><u>第三次改正</u> 雇児発第****第*号 平成22年*月*日</p> <p style="text-align: center;">市町村長 各 殿 特別区区長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付額の算定に際しては、以下に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価し、各事業及び取組内容に応じた基準点数を【別表】評価に対する基準点数表（以下「基準点数表」という。）のとおりに定めたのでその旨通知する。 なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>

1 平成20年11月28日厚生労働省発雇児第1128002号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策交付金の国庫補助について」の別紙「次世代育成支援対策交付金交付要綱」（以下「交付要綱という。）の3の（1）特定事業については、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、基準点数表の評価1に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

（1）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

① 事業内容

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の2第4項に規定される事業）

ア 対象者

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭。

イ 訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。

ただし、生後4か月までの間に、健康診査等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

ウ 訪問者

訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修を行うものとする。

② 実施内容

ア 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談

イ 子育て支援に関する情報提供

ウ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握

エ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

③ 研修

訪問者に対して、必ず研修を実施すること。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

④ ケース対応会議

1 （略）

（1）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

① （略）

② （略）

③ （略）

④ （略）

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけること。

⑤ 新生児訪問指導等との関係

児童福祉法第21条の2第2項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、②の実施内容を満たす必要があるので十分留意すること。

⑥ 実施計画

事業を行う年度の実施計画を作成すること。実施計画の作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

なお、本事業及び次の(2)に掲げる養育支援訪問事業は、児童福祉法第21条の10第1項により、市町村に対し、その実施について努力義務が課されていることから、できる限り早期の実施に努めること。

(2) 養育支援訪問事業

① 事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業（児童福祉法第6条の2第5項に規定される事業）

② 実施方法

ア 支援の対象

この事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

(7) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。

(イ) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。

(ウ) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。

⑤ (略)

⑥ (略)

(2) 養育支援訪問事業

① (略)

② (略)

(I) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

イ 支援内容

(7) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援

(イ) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援

(ウ) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援

(I) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

ウ 支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

エ 訪問支援者

(7) 訪問支援者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。

なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施するなど、効果的な支援を行うこと。

(4) 研修

訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず研修を行うこと。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略して差し支えないものとする。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

① 基本事業

ア 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して行う以下に掲げる事業。（ただし、以下の(7)～(ウ)全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを対象とする。）

- (7) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (イ) 相互援助活動の調整等
- (ウ) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- (エ) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (オ) 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整
- (カ) ひとり親家庭や低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）（以下「ひとり親家庭等」という。）のファミリー・サポート・センター（病児・病後児の預かり等を含む。）の利用支援

イ 相互援助活動の内容

- (7) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり
 - (イ) 保育施設までの送迎
 - (ウ) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
 - (エ) 学校の放課後の子どもの預かり
 - (オ) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
 - (カ) 買い物等外出の際の子どもの預かり
- 等の活動とする。

ウ ファミリー・サポート・センターの設置について

- (7) 本部の設置について
各市町村1か所設置できること。
- (イ) 支部の設置について
政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができること。
ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町村単位で支部を設置する場合には、事業の規模にかかわらず特例として支部を設置することができるものとする。

エ 実施方法

- (7) アドバイザーの配置について
ファミリー・サポート・センターには、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

① 基本事業

ア 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して行う以下に掲げる事業。（ただし、以下の(7)～(ウ)全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを評価の対象とする。）

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することも差し支えないこと。

(イ) 会則の制定

市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。

(ウ) 会員の登録

会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理することが望ましいこと。

(エ) 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は準委任契約に基づくものであること。

(オ) 保険の加入

会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

(カ) 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、原則として援助を提供する会員の自宅とすること。

ただし、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りでないこと。

(キ) 複数預かりの実施

相互援助活動の実施に当たっては、子どもの預かり等の援助を行いたい者は1人又は複数の援助を受けたい者の子どもを預かることができること。

なお、小学校就学前の始期に達するまでの子どもを複数預かる場合には、原則として5人以下とし、6人以上を預かる場合には児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に定める届け出を行わなければならない。

(ク) 援助活動に対する報酬

援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。

② 病児・緊急対応強化モデル事業

ア 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（「病児・病後児の預かり等」という。以下同じ。）をファミリー・サポート・センターにおいて行う事業。（ただし、①アの（7）～（9）に加えて以下の事業を実施することとし、会員数は問わない。）

② 病児・緊急対応強化事業

ア 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して行う以下の事業。（会員数は問わない。）

- (7) 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- (4) 安全に預かり等の活動が実施できるよう医療機関との連携体制の整備
- (ウ) 早朝・夜間等の急な相互援助の依頼にも対応できる体制の整備

イ 相互援助活動の内容

- (7) 病児・病後児の預かり
- (4) 宿泊を伴う子どもの預かり
- (ウ) 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり
- (イ) 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等への送迎等の活動とする。

ウ 実施方法

①のエ(7)～(ウ)に加えて、以下の方法によること。

- (7) 会員への講習の実施
病児・病後児の預かり等に対応できるよう、別途示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。
また、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。
- (4) 医療機関との連携体制の整備
 - a 市町村長は、都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。
 - b 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。
 - c 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。
- (ウ) 依頼の受付体制について
病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。
- (イ) 病児・病後児の預かりについての留意事項
 - a 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。
 - b ①のエ(ウ)にかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。
 - c アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を

- (7) 会員の募集、登録その他の会員組織業務

- (4) 相互援助活動の調整等

- (ウ) 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

イ 相互援助活動の内容

- (7) (略)
- (4) (略)
- (ウ) (略)
- (イ) 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等への送迎等の活動とする。(ただし、上記のうち(7)については必ず実施すること。)

ウ 実施方法

①のエ(7)～(ウ)に加えて、以下の方法によること。

- (7) (略)

- (4) (略)

- (ウ) (略)

- (イ) (略)

受ける会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。

(オ) 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。

(カ) 事業実施の体制整備について

平成22年度末までに事業を開始する場合は、開始初年度に限り、②のア(7)～(9)の取組みを別途評価対象とする。

③ ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター（病児・病後児の預かり等を含む。以下同じ。）の利用支援

ア 事業内容

ひとり親家庭等に対して利用支援を実施することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業。（ただし、①のアの(7)～(9)に加えて以下のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。）

イ 利用支援の内容

- (7) ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員を優先して調整
- (8) ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応
- (9) ファミリー・サポート・センターを利用する、ひとり親家庭等の受入れに対する援助を行いたい会員への助成

(4) 子育て短期支援事業

① 事業の種類及び内容

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

ア 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(7) 事業内容

(オ) (略)

エ 実施体制

(7) 事業の実施については、①のアに掲げるファミリー・サポート・センターを設立して行うこととする。

なお、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。

(イ) 初年度体制整備について

平成22年度末までに事業を開始する場合は、開始初年度に限り、別途評価の対象とする。

③ (略)

(4) 子育て短期支援事業

① (略)

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

- a 児童の保護者の疾病
- b 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由
- c 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- d 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- e 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(ウ) 利用期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

イ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

(7) 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

② 実施場所

この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。

③ 実施方法

ア 児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市町村が適当と認めた者。以下「里親等」という。）に委託することができるものとする。

イ 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。

② (略)

③ (略)

ウ 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておくこと。

エ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

(5) 延長保育促進事業

① 事業の種類及び内容

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第39条に規定する、市町村以外の者の設置する保育所（以下「民間保育所」という。）の開所時間を超えた保育を行う事業。

ア 延長保育推進事業（基本分）

イの事業を実施する民間保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図るもの。

イ 延長保育事業（加算分）

民間保育所の11時間の開所の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施するもの。

② 実施方法

ア 延長時間の定義

延長時間の定義は次のとおりとすること。

なお、同一の保育所又は送迎保育ステーションにおいて開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び対象児童数を合算することはせず、前及び後ろそれぞれで延長時間を定めること。

なお、

(ア) 1時間延長とは、開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の1日当たりの平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が6人以上いることをいう。

(イ) 2時間延長とは、開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることをいう。

(ウ) 3時間以上の延長については、(イ)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることとする。

(エ) 30分延長とは、上記(ア)～(ウ)に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いることをいう。

なお、(エ)を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。

(削除)

また、平均対象児童数とは、年間の上記延長時間区分における週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。

③ 実施場所

事業の実施場所に当たっては、保育所の他、公共施設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。

④ 職員配置

①のアの事業を実施するに当たっては、11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。

また、①のイの事業を実施するに当たっては、延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。

⑤ 保護者負担額

①のイの事業を実施するに当たっては、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

(5) 地域子育て支援拠点事業

① 基本事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（児童福祉法第6条の2第6項に規定される事業）

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。（ただし、

③のオに定める小規模型指定施設を除く。）

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

② ひろば型

ア 事業内容

常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）が気軽につどい、相互交流を図る場を提供する。

イ 実施場所

(7) 公共施設、空き店舗、公民館等、子育て親子が集う場として適した場所。

(1) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

(ウ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の

広さを確保すること。

ウ 実施方法

(7) 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であつて、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

(ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

エ 機能拡充による子育て支援活動の展開を図るための取組

①に定める基本事業に加えて、市町村からの委託等により、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の(7)～(イ)に掲げる取組のいずれかを実施する場合について、別途評価の対象とする。

(7) ひろばの開設場所を活用した一時預かり事業((6)に定める事業(保育所型を除く。))またはこれに準じた事業の実施

(イ) ひろばの開設場所を活用した放課後児童健全育成事業またはこれに準じた事業の実施

(ウ) ひろばを拠点とした乳児家庭全戸訪問事業((1)に定める事業)または養育支援訪問事業((2)に定める事業)の実施

(イ) その他、ひろばを拠点とした市町村独自の子育て支援事業の実施

オ 地域の子育て力を高める取組

①に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、次の(7)～(イ)に掲げる取組を実施する場合について、別途評価の対象とする。

(7) 中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組

(イ) 地域の高齢者や異年齢児童等と世代間交流を継続的に実施する取組

(ウ) 父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組

(イ) 公民館、街区公園(児童遊園)、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に職員が定期的に出向き、必要な支援や見守りを行う取組

カ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、ひろばを常設することが困難な地域にあつては、次の(7)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途評価の対象とする。

(7) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。

(イ) ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。

(ウ) 実施場所は、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し